

地方公共団体情報システムの統一・標準化について

2025/10/21

本日のご説明内容

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 地方公共団体情報システムの統一・標準化の概要・基本方針 | P2 |
| 2. 特定移行支援システム | P4 |
| 3. 一部機能の経過措置 | P6 |
| 4. 移行後の運用経費増加（見込み）への対応 | P12 |

地方公共団体情報システムの統一・標準化の概要

これまでの取組・現状

- 地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）が成立。

※ 2.0業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

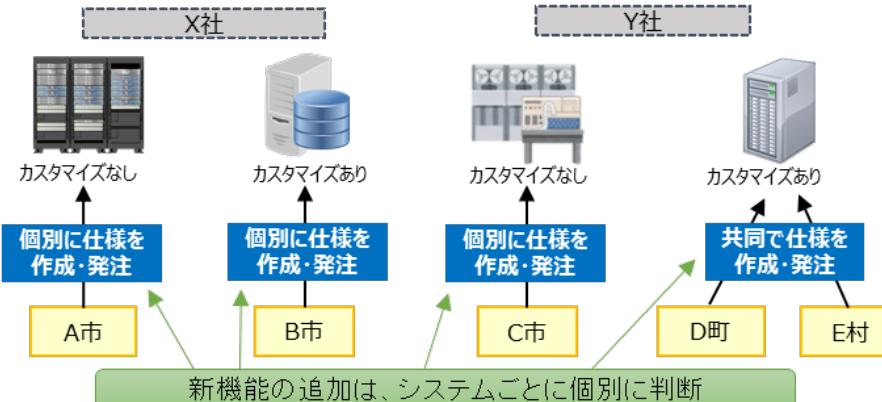
目標・成果イメージ

- 標準化の取組により、**人的・財政的な負担の軽減**を図り、**地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務**などに注力できるようにするとともに、**オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤**を構築。
- 原則、令和7年度（2025年度）※までに、**標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行**を目指す。

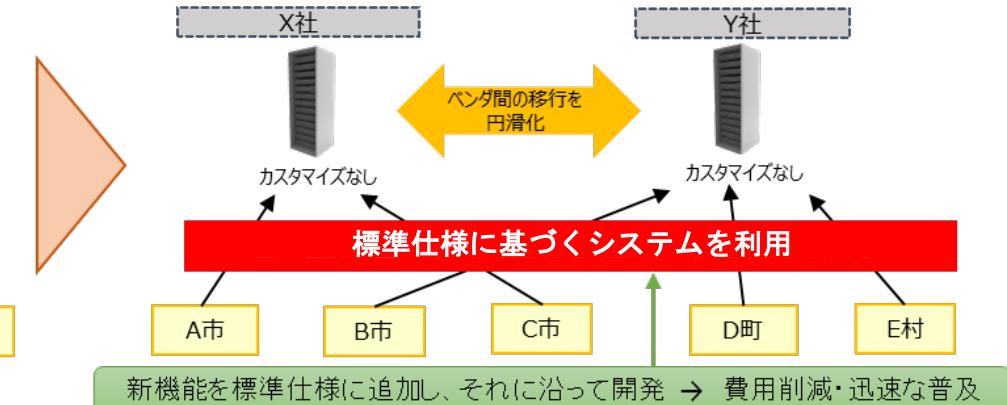
※ 標準化基本方針（閣議決定）において期限を設定

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要 (令和6年(2024年)12月改定)

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項を定めるもの。内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上で作成。

統一・標準化の意義及び目標

- 取組の意義：統一・標準化の取組により、地方公共団体の人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようになるとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指す。
- 主たる目標：①地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、②競争環境の確保、③システムの所有から利用へ、
④迅速で柔軟なシステムの構築、⑤標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行
- 移行期間：地方公共団体は、**基幹業務システムを令和7年度（2025年度）末までに移行することを目指す。**
※ **令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）については、所要の移行完了の期限を設定するとともに、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう、国は積極的に支援する。**
- 情報システムの運用経費等：標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、
国は、継続的・横断的な分析等を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

施策に関する基本的な方針

- 標準化対象事務の範囲
- 標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- 推進体制・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- 共通標準化基準に関する基本的な事項
(データ要件・連携要件等)
- 移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）
- 移行後の安定的な制度運営に向けた標準仕様書改定ルールの運用

その他推進に必要な事項

- 地方公共団体への財政支援（デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長を目指す）
- 地方公共団体へのその他の支援
(ガバメントクラウド利用促進策、情報提供、進捗管理、デジタル人材に関する支援、都道府県の役割等)

2022年度

2023年度

2024年度

2025年度

2026年度～

標準仕様書の策定

制度改正等に対応した標準仕様書の改定

データ要件・連携要件に対する適合確認試験ツールの提供

標準準拠システムへの移行支援（都道府県連絡会議等への出席、個別相談への対応等）

移行困難システムの把握・公表

特定移行支援システムの把握・公表

標準化基準の施行
標準仕様書改定ルールの運用

特定移行支援システムの移行完了に向けて積極的に支援

移行計画策定等の移行準備

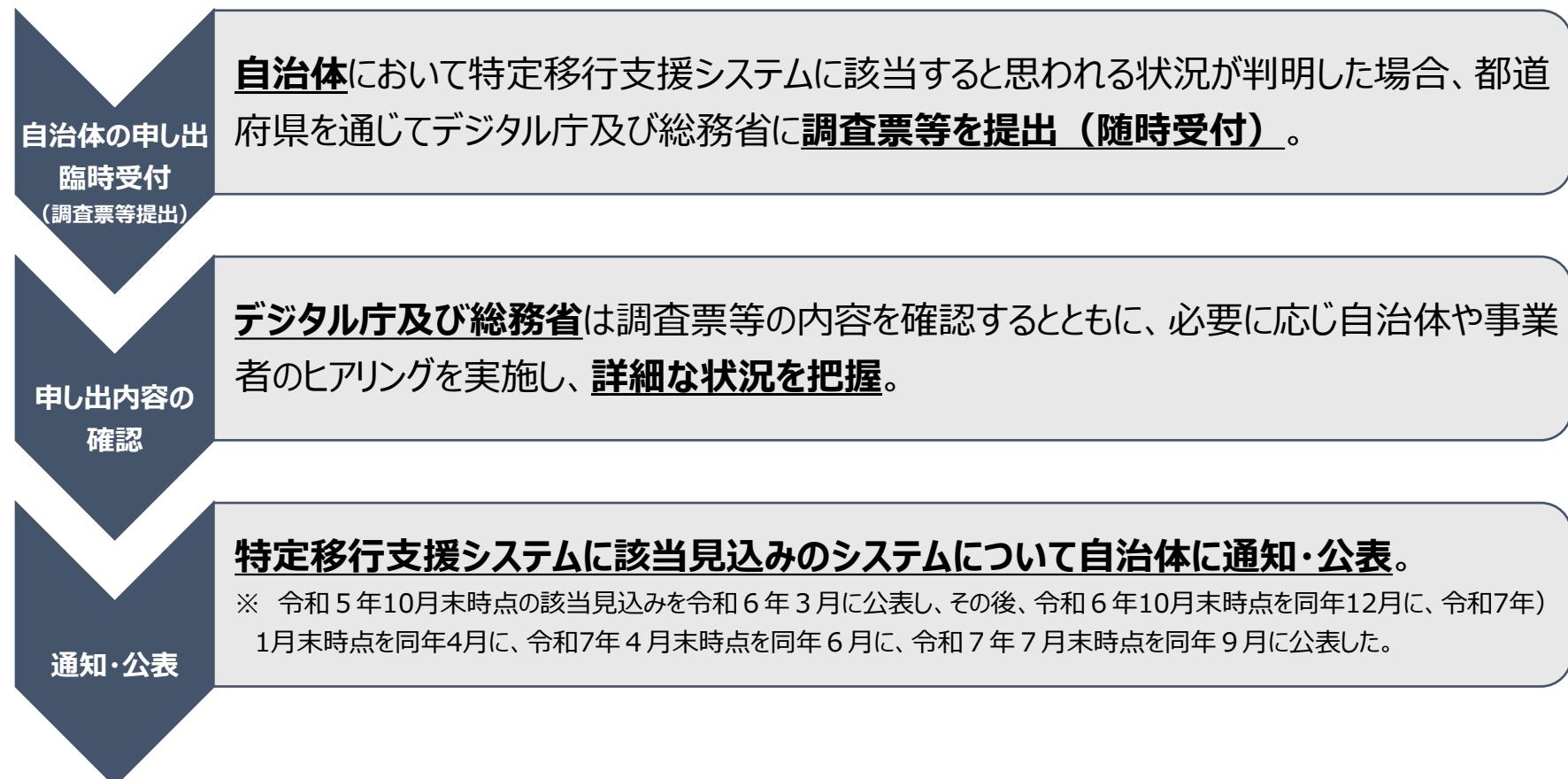
標準準拠システムへの移行

特定移行支援システムの移行

特定移行支援システムの把握について

- 標準化基本方針（令和6年12月）において、「令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する」とされたことを踏まえ、以下のとおり特定移行支援システムの把握を行っている。

【特定移行支援システムの把握の流れ（イメージ）】



特定移行支援システムの該当見込み（概要）

（令和7年7月末時点）

令和7年9月30日
デジタル庁公表

- 標準化の対象となる全34,592システムのうち、令和7年7月末時点で、3,770システム（10.9%）が特定移行支援システムに該当する見込み（令和7年6月27日公表時点から + 491システム）。
 - 特定移行支援システムを有する団体数は1,788団体のうち643団体（36.0%）。
- ※ 上記の他、報告されたが、現時点では特定移行支援システムに該当せず、判断を保留しているシステムが、23システム（7団体）ある。
- 主な増加要因は、事由4により移行計画の大幅な見直しを行った事業者の影響を受けた自治体が、順次、特定移行支援システムに該当する見込みとなったため。

分類		システム数	前回公表値 [★]	【参考】左のシステムを有する団体数	前回公表値 [★]
事由1	現行システムがメインフレームで運用されているもの	45	(45)	7	(7)
事由2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているもの	196	(197)	31	(32)
事由3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないもの	184	(188)	98	(99)
事由4	事業者のリソースひっ迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受けるもの等	3,345	(2,849)	595	(553)
合計		3,770システム (全34,592システムのうち10.9%)	(3,279)	643団体 (重複排除)	(607)

★ 令和7年6月27日に公表した調査結果（令和7年4月末時点）

移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について

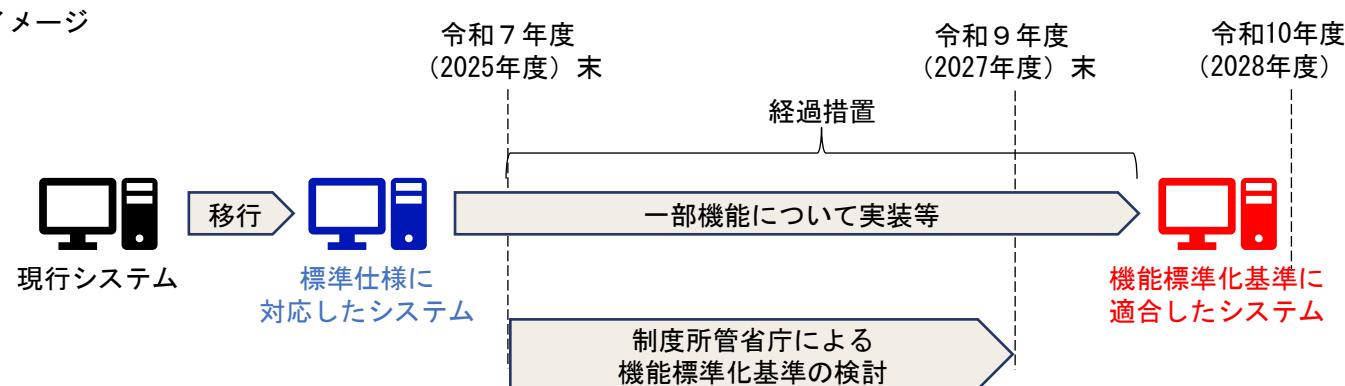
地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2. (5)

○ また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。



経過措置の詳細な取扱い

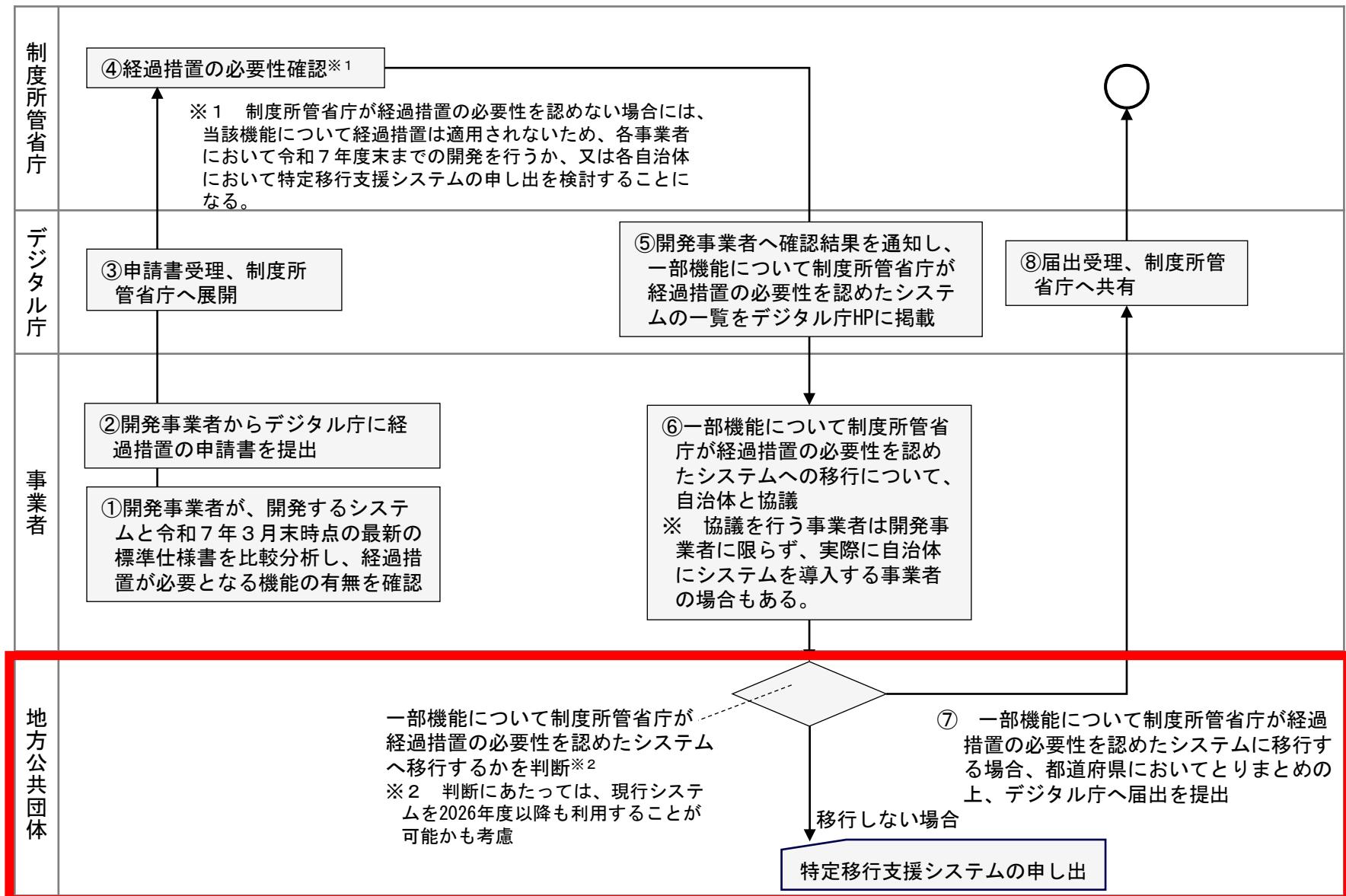
＜移行後の実装等＞

- 「移行後の実装等」とは、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能について、
 - ・ 実装必須機能のうち、令和7年度（2025年度）末までに開発・実装することが時間的に困難な機能（未実装機能）について、標準仕様に対応したシステムへの移行後に当該システムへ実装すること
 - ・ 標準仕様書上は実装不可機能とされたもの（標準仕様書に位置付けられていない機能を含む。）で、令和7年度（2025年度）末までに削除することが時間的に困難な機能（残存機能）※について、標準仕様に対応したシステムへの移行後に当該システムより削除することである。　　※現行のパッケージシステムで実装されている機能

＜経過措置の対象とするシステムの要件＞

- 基本方針に掲げる①について、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行完了時において、データ要件・連携要件に関する標準化基準※に適合しなければならない。
 - ※ 令和7年度末までに適合が必要なデータ要件・連携要件の標準は、全体バージョン管理【第2.0版】（令和5年10月）以降の版数とする。なお、人口動態調査及び火葬等許可は、全体バージョン管理【第3.0版】以降の版数とする。
 - ※ ただし、経過措置の対象となる機能に係るデータ要件・連携要件に関する標準化基準については対応できない場合もあり得ることから、デジタル庁においてデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る経過措置を検討。
- ②について、P. 8に示すフローによって制度所管省庁及び地方公共団体の確認を行うものとする。

一部機能の経過措置の適用フロー



一部機能の経過措置における自治体からの届出

- 自治体からの届出をもって、届け出られたシステムは経過措置の対象となる。
- 届出方法・スケジュール
 - ・ 都道府県及び市区町村の標準化のとりまとめ部署は、自団体の届出書及び届出システム一覧を作成。
 - ・ 市区町村（指定都市を含む。）については、届出書及び届出システム一覧を都道府県の標準化のとりまとめ部署へ提出。
 - ・ 都道府県の標準化のとりまとめ部署からデジタル庁への提出スケジュールは以下のとおり。
①～⑥ 略
⑦市区町村から10月24日（金）までに提出された分：10月31日（金）までにデジタル庁へ提出
⑧市区町村から11月21日（金）までに提出された分：11月28日（金）までにデジタル庁へ提出

※詳細は「地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）の届出について」（令和7年3月14日付 デ社第138号）及び「地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）届出要領の改定について」（令和7年10月10日付 デ社第577号）

一部機能の経過措置における自治体からの届出

○届出の流れは以下のとおり。

1. 届出書については、届出自治体単位で作成

(届出書の「移行する製品情報」については、事業者への結果通知書又はデジタル庁ウェブサイトから転記。)



2. 都道府県の標準化のとりまとめ部署に提出



3. 都道府県とりまとめ部署は、各届出書について記載不備等（空欄）が存在しないか簡易確認を実施



4. 記載不備等が無ければ、都道府県とりまとめ部署よりデジタル庁へ提出

○届出対象業務

業務ID	業務機能名
001	住民基本台帳
002	印鑑登録
003	戸籍
004	戸籍の附票
005	選挙（共通）
006	選挙人名簿管理
007	期日前・不在者投票管理
008	当日投票管理
009	在外選挙管理
010	個人住民税
011	法人住民税
012	固定資産税
013	軽自動車税

業務ID	業務機能名
014	収納管理（税務システム）
015	滞納管理（税務システム）
016	地方税（共通）
017	学齢簿編製
018	就学援助
019	健康管理
020	児童扶養手当
021	生活保護
022	障害者福祉
023	介護保険
024	国民健康保険
025	後期高齢者医療
026	国民年金

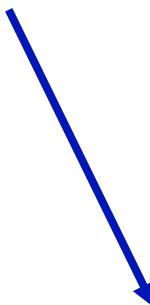
業務ID	業務機能名
027	児童手当
028	子ども・子育て支援
029	申請管理
030	庁内データ連携
031	住登外者宛名番号管理
032	団体内統合宛名
034	EUC
035	レセプト管理（生活保護）
036	統合収納管理
037	統合滞納管理
038	人口動態調査
039	火葬等許可

制度所管省庁確認完了パッケージ一覧の公開について

○デジタル庁ウェブサイトにおいて、専用ページを作成し、以下のとおり公開をしておりますので、届出書作成の際は、参考にいただければと存じます。また、現在は月2回の更新としております。

一部機能の経過措置の制度所管省庁確認完了パッケージ一覧

- 制度所管省庁確認完了パッケージ一覧 (Excel／21KB) (2025年5月7日時点)



地方公共団体の基幹業務システムの一部経過措置 制度所管省庁確認完了パッケージ一覧 (令和7年5月7日時点)					
○地方公共団体情報システムにおける一部機能の経過措置申請について、制度所管省庁の確認まで完了したパッケージ一覧を順次示す。					
No	経過措置管理番号	製品開発事業者名	業務名	製品名	結果通知日
1	022-0_9470001000472_1	株式会社アール・シー・エス	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	G-Trust III	2025/4/24
2	021_3410001000946_1	北日本コンピューターサービス株式会社	021_生活保護	生活保護システム ふれあい	2025/5/7

自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策＜概要＞

令和7年6月13日デジタル
行財政改革会議報告
(同日デジタル庁決定)

総合的な対策のとりまとめの経緯・趣旨

- 原則2025年度末の標準化の移行期限に向けて、各自治体における移行作業は着実に進捗※。
※ 標準準拠システムへの移行が2026年度以降とならざるを得ない特定移行支援システム：2,989システム（全システムの8.6%。2025年1月末時点）
- 他方で、標準化・ガバクラ移行後のシステム運用経費については、足下の見積内容を踏まえて、地方団体から大幅に増加するという懸念の声※がある。
※ 中核市市長会の要望（2025年1月29日）、全国町村会の要望（2025年4月25日）等
- そのため、デジタル行財政改革会議（2025年4月22日開催）の石破総理指示に基づき、地方三団体の代表も入ったワーキングチームで総合的な対策を検討。

標準化・ガバメントクラウドの活用の意義

- 自治体情報システムの標準化・ガバクラ活用は、自治体の人的・財政的負担を軽減し、自治体が地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能にすることを目指すもの。
事業者にとっても、人材確保が困難となる中、自治体ごとのカスタマイズや保守・管理に係る負担の軽減により、生産性の向上、ビジネスモデルの変革、A Iなど成長分野への経営資源の投入などが可能になる。
- 急速な人口減少社会に突入する中、自治体・事業者が、個別に情報システムを維持管理し、更にセキュリティの確保・高度化や大規模災害に備えた対策を実現することは、人材面・財政面からも限界であり、必要不可欠な取組。

移行後の運用経費が増加する要因

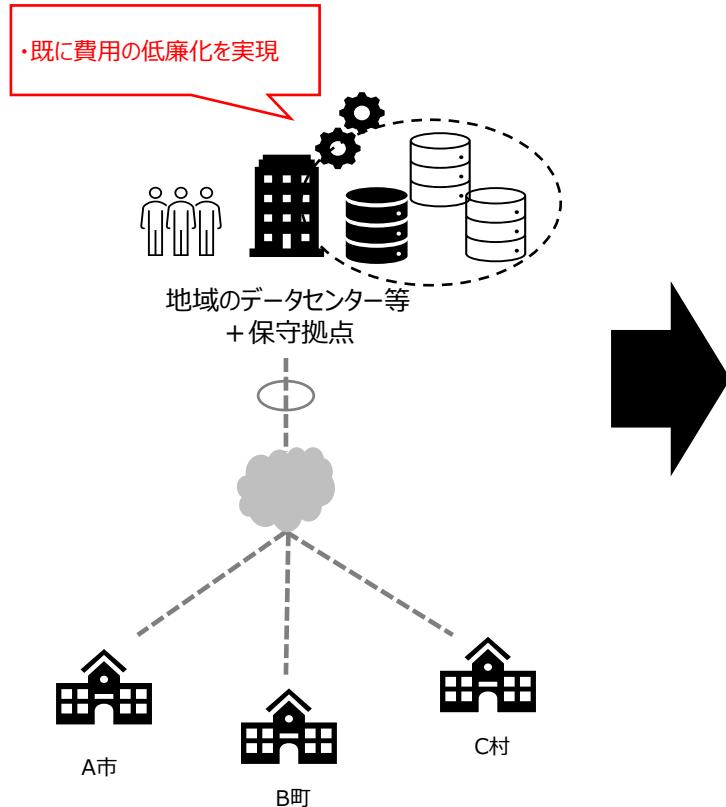
- 構造的な要因（二重の基盤・ネットワーク管理費用、ガバクラに最適化できていない、見積におけるバッファーの上乗せ、競争が働いていないなど）
- 機能強化要因（サービスレベルの向上など）、（3）外部要因（物価、賃金上昇、為替など）

【参考】総合的な対策のとりまとめの経緯（詳細）

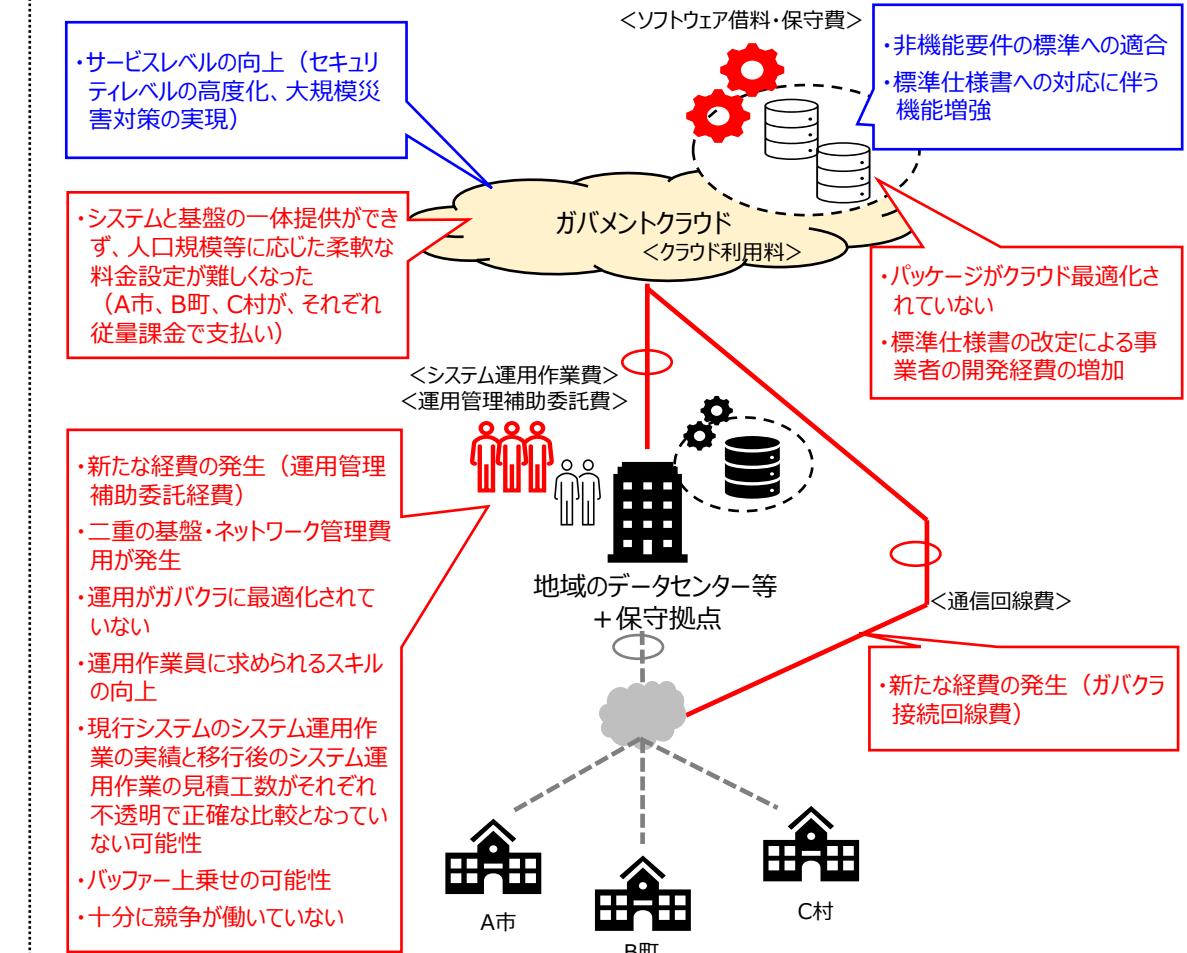
日付	取組概要
令和7年4月22日	<p>○デジタル行財政改革会議（第10回）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 石破総理から、標準化・ガバクラ移行後の運用経費に係る総合的な対策を早急にとりまとめるよう指示。
同月23日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第3回）</p> <ul style="list-style-type: none">・ デジタル庁から、これまでの取組等について説明し、意見交換を実施。
同年5月9日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチームにおける中核市市長会へのヒアリング</p>
同年5月15日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第4回）</p> <ul style="list-style-type: none">・ デジタル庁から、第3回ワーキングチームで示された検討項目に基づき説明し、意見交換を実施。
同年5月20日 21日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチームにおける標準準拠システムの開発事業者（3社）へのヒアリング</p>
同年5月22日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチームにおける指定都市市長会へのヒアリング</p>
同年5月27日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第5回）</p> <ul style="list-style-type: none">・ デジタル庁から、総合的な対策（案）について説明し、意見交換を実施。
同年6月2日	<p>○国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第3回）</p> <ul style="list-style-type: none">・ デジタル庁から、総合的な対策（案）について説明し、意見交換を実施。
同年6月13日	<p>○デジタル行財政改革会議（第11回）</p> <ul style="list-style-type: none">・ デジタル大臣から総理に対して、総合的な対策を報告。

標準化・ガバクラ移行後の運用経費の増加要因（イメージ）

【現行（自治体クラウドの場合）】



【移行後の実態例（各種対策前）】



※ 赤文字：構造的な要因
青文字：機能強化要因
緑文字：外部要因

※ それぞれ、デジタル庁にて代表的構成例を基に抽象化した例図であるため、個々の団体や利用サービスに応じて差異があることに留意

・物価上昇、賃上げによる人件費の増加、為替等のマクロ経済環境の変化

総合的な対策

(1) 見積精査等の当面の対策

① 見積精査支援の拡充

- ・自治体での見積精査に限界があるという自治体の意見も踏まえて、見積精査支援について自治体に寄り添った支援を強化。
- ・具体的には、ガバクラ利用料だけでなく運用経費全体について、自治体からの相談に対応できるよう、デジタル庁内に見積精査支援を中心としたコスト最適化を支援する専門チームの立ち上げ等。

② 事業者に対して見積内容を丁寧に自治体に説明するよう要請

- ・「可能な限り精緻な見積書を提出すること」や「増加理由をできるだけ分かりやすく説明すること」を再度働きかけ。

③ 見積チェックリスト、アプローチガイドの拡充等

- ・令和7年度中にFinOps（クラウドコストを管理・最適化するための手法）のガイドを作成。

④ クラウド利用料の更なる各種割引等の交渉

- ・大口割引等の拡充等。

⑤ クラウド利用料の見える化・分析

- ・ダッシュボード化・分析を踏まえ、費用を抑制する仕様・要件案をガイド予定。

⑥ 先行事例の横展開

- ・コスト最適化ワークショップの開催等。

⑦ 制度改正等に伴う標準仕様書の改定ルールの徹底

- ・標準仕様書改定の予見可能性を高めるためのルール遵守を徹底等。

(2) 構造的な要因等に対する対策

① システム運用管理の省力化・自動化の推進

- ・事業者の事業継続性や生産性向上の観点から、最新技術の活用等を含めたシステム利用の最適化の実現に向けたロードマップ及びガイドラインの作成、それらを踏まえたりソース管理の最適化への効果的な取組を支援。

② 公共SaaSによる基盤・業務一体調達の実現に向けた環境整備

- ・「ガバメントクラウドにおけるSaaS（公共SaaS）について」（令和7年4月公開）を踏まえ、ガバクラにおける開発環境の提供やSaaS提供に親和性のあるネットワークの実現等を通じ、取組を加速。

③ 業務システムの提供基盤等の最適化

- ・20業務と20業務以外の業務システムの提供環境について、運用管理・費用等を考慮した最適な基盤やネットワークの選択支援。

④ 機能要件及び非機能要件に係る対応

- ・非機能要件の標準について、検討会において必要な見直し。
- ・機能要件について、移行後の利用実態を調査するとともに、一部機能の経過措置に係る対応について、制度所管省庁において、令和9年度末までに標準仕様における取扱いを検討。

⑤ システム運用経費の見える化・分析による競争促進

- ・各事業者の「ソフトウェア借料」等の実績・コスト構造を把握し、比較できるよう自治体や事業者の協力を得て整理・見える化。

⑥ クラウド技術等に精通した人材の育成

- ・第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）や「専門実践教育訓練給付金」の支援制度の活用等。

※ 各対策には、主な取組を記載

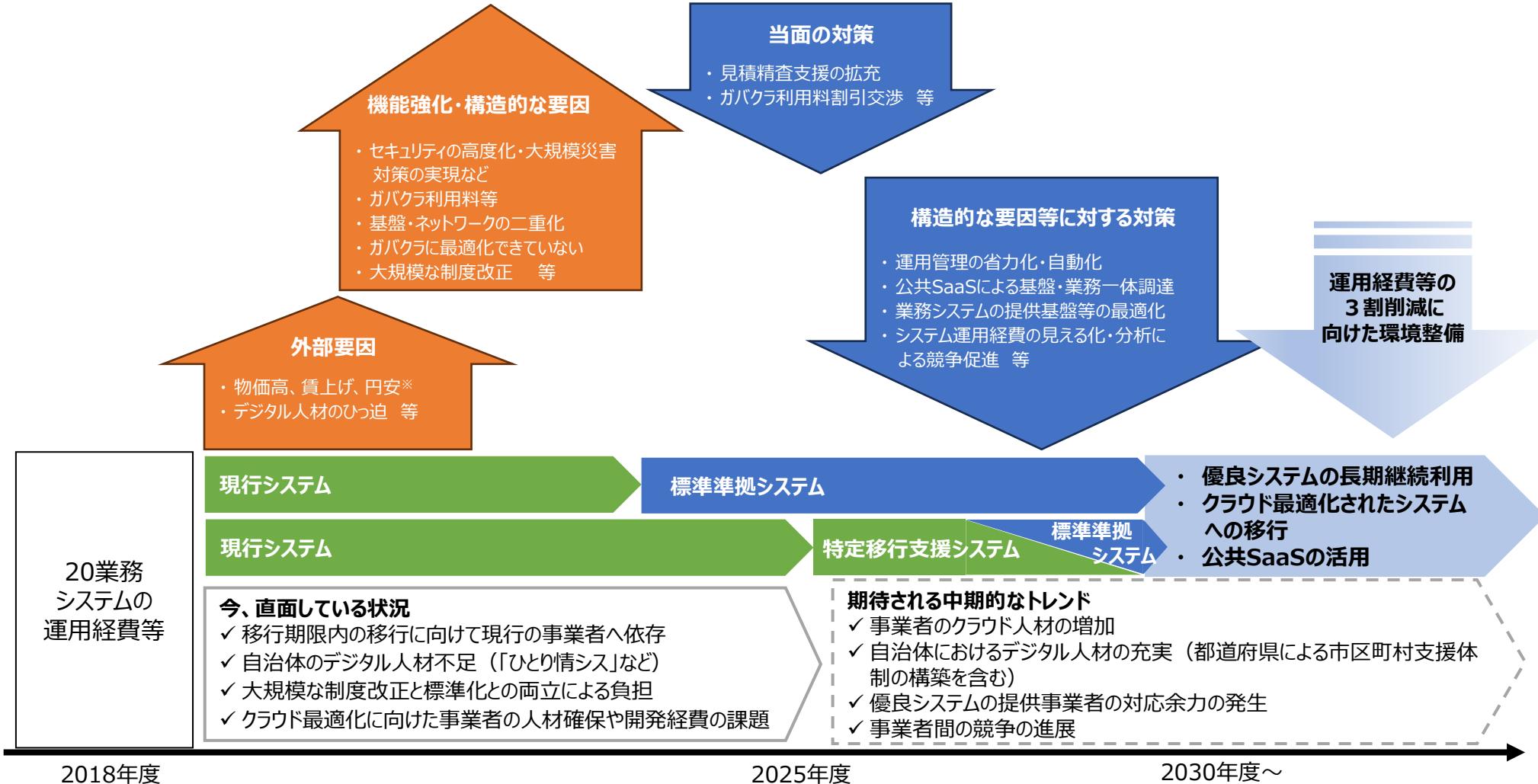
(3) 検討事項

① 移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方の検討

② これまでの達成状況や効果の検証を行いながら取組全般のバージョンアップ

※標準化法附則第2項に基づく、法施行5年後の見直し

自治体情報システムの運用経費等の課題と見通し（イメージ）



＜検討事項＞

- ・移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方の検討 等

※ 国内企業物価指数（2020年平均を100として、2024年～2025年は120～125）、1人平均賃金の改定率（2024年4.1%等）、為替（2018年110円前後から2025年は150円前後に）

国の取組と都道府県・市区町村・事業者に期待される取組

＜国の取組＞

- ・ 前頁までに掲げた当面の対策・構造的な要因等に対する対策を着実に実施する。
- ・ 都道府県・市区町村が行う標準化・ガバクラ移行の取組を積極的に支援する。
- ・ 事業者に対して、「期待される取組」の働きかけ等の密なコミュニケーションをとる。

＜事業者に期待される取組＞

- ・ 自治体に対して、見積内容を、その根拠を含めて丁寧に説明する。
- ・ 自治体に対して、運用実績に基づいて改善策を積極的に提案する。
- ・ システム運用管理の省力化・自動化を推進するとともに、SaaSモデルへの転換を通じ、事業者・自治体双方の持続可能性を高める。

＜市区町村に期待される取組＞

- ・ 事業者に対して見積内容・実績の確認を行う（調達仕様書の見直しを含む）。
- ・ 個々の市区町村の状況に応じて、調達方法の改善（対象範囲、期間等）を行う。
- ・ 標準準拠システムの利用に併せて、標準仕様書の業務フローを踏まえた業務改革（BPR）を行う。

＜都道府県に期待される取組＞

- ・ 都道府県と市区町村の連携によるDX推進体制を構築し、推進体制の中で、デジタル人材の確保・育成を含めた市区町村支援に取り組む。
- ・ 当該推進体制も活用しつつ、デジタル庁と連携して市区町村の運用経費の見積精査支援、ガバクラ接続回線、ガバクラ運用管理補助者等の共同利用・共同調達を推進する。

標準化・ガバクラ移行後のシステム運用経費に対する地方財政措置

1. 令和7年度の措置の概要

- 令和7年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（令和7年1月24日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）（抄）

地方公共団体のガバメントクラウドの利用料については、令和6年度までは先行事業として全額国費で対応しているが、令和7年度からは地方公共団体が負担することとなること。標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、所要額を一般行政経費（単独）に計上し、普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講ずることとしていること。

このほか、標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費の増加分について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

2. 令和7年度の普通交付税措置の内容

- 標準準拠システムへの移行に伴うソフトウェア関係経費の増加分について算定。（包括算定経費（人口））
- 標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料等について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定。（地域振興費（人口）（市町村分）の密度補正）

算定式：1システムあたり単価（a）×ガバクラ移行システム数（b）×人口規模に応じた補正率（c）

a：人口10万人団体（標準団体）における1システムあたり単価：6,817千円

b：ガバクラ移行システム数は、ガバクラ上でR7年度に本格稼働するシステム数（稼働期間を反映※）

※例えば、令和7年10月にガバクラ移行予定のシステムの場合、1システム×6ヶ月/12ヶ月=0.5システムとして計算

c：人口規模に応じた補正率（スケールメリット等の反映）

（例）人口10万人の標準団体で5システムが、ガバクラ移行している場合、3,400万円程度が措置される

地方からの財政措置に係る要望

全国知事会要望(抄) <令和7年8月4日>

運用経費の増嵩に対しては、令和7年度から、ガバメントクラウド利用料及び移行に伴う運用経費の增加分等について地方交付税措置を講ずるとされたところであるが、これでは運用経費の増加に対して十分な対応にならないことから、実際にかかった経費が地方の負担増とならないよう、補助金による支援など、早急に新たな財政支援措置を検討すること。

全国市長会要望(抄) <令和7年7月16日>

ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づく取組を進めるとともに、国が主体となって関係者との協議を更に実施し、より低廉な料金設定を実現し、また為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストを上回る負担額が生じないよう財政措置を講じること。

全国町村会要望(抄) <令和7年8月4日>

標準準拠システム移行後の運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加する見込みである。普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

※ 移行後の運用経費に対する要望が本格化し始めた昨年11月以降、地方三団体や指定都市・中核市市長会、個別の都道府県・市町村等から延べ65回の要望（令和7年9月30日現在）

令和8年度概算要求における事項要求

- デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく、自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策に必要な経費

事項要求（新規）

自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策として、運用経費の抑制・適正化を図るための取組を進めるとともに、移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置については、予算編成過程で検討。

担当部署連絡先

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ[°]

地方業務システム基盤チーム 米田

電話 : 03-6891-1270

メール : git-local_package@digital.go.jp